

大阪市告示第927号

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するばかり）の定期検査を実施する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 検査期日・実施区域・検査場所

検査期日	実施区域	検査場所	所在地
8月1日（金） 及び 8月4日（月） から 8月6日（水） まで	平野区 生野区 東成区 都島区 城東区 鶴見区 旭区 東淀川区 淀川区 此花区 西淀川区 福島区	大阪市計量検査所	港区田中3丁目1番126号

検査時間は各日、午前9時30分から午後4時

2 対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が300kg超3t以下の非自動はかり、分銅及びおもり）

3 検査が中止となる事項

検査月日当日の午前7時以降検査時間前に大阪管区气象台が大阪市内に「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表されている場合は検査月日当日の検査を中止する。

また、検査時間内において同警報が発表された場合は、発表時点から検査月日当日の検査を中止する。

その他、定期検査を中止するときは、大阪市ホームページ等で掲載する。

#### 4 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会

#### 5 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中3丁目1番126号「特定非営利活動法人大阪市計量協会」(電話06-6577-5884) まで問い合わせされたい。

(経済戦略局計量検査所)